令和９年度

放課後児童クラブ室なかよし会の入会案内

豊山町では、就労等の理由により、下校後、保護者の方が家庭にいないお子様を対象に、遊び場や生活の場を提供する放課後児童クラブ室なかよし会を開設しています。

【申込みについて】

申請方法　今年度から電子申請で行います。
本町ホームページ内に、電子申請のフォームを掲示します。就労証明書等の添付書類についても、フォームに画像データを添付して提出していただきます。記入のため必要な場合は、ホームページから各自ダウンロードしてご使用ください。
※就労証明書は、就労している保護者（父・母両方）と６５歳未満の同居家族の分が必要です。
※就労証明書の有効期限は発行日から３ヶ月です。
※就労以外で利用する場合は、介護（看護）申立書、診断書等が必要です。
※申込みについての問合わせは、子ども応援課へお願いします。

【問合せ】　生活福祉部　子ども応援課　子ども応援グループ
℡０５６８－２８－０９３６
ホームページ（下記：URL／右記：二次元コード）
https://www.town.toyoyama.lg.jp/kosodate/1004314.html

１．利用対象者

保護者のいずれもが下記要件に該当し、本町在住の小学校１年生から６年生までのお子様が対象です。６５歳未満の同居親族がいる場合は、その方も下記要件に該当することが必要です。

（１）家庭外労働　**１日４時間以上で毎月１５日以上**、家庭外で就労している場合
（２）家庭内労働　**１日５時間以上で毎月１５日以上**、家庭でお子様と離れて家事以外の仕事をしている場合
（３）母親の出産　妊娠７ヶ月から出産後２ヶ月までの場合
（４）保護者の病気等　病気・負傷・心身に障がいがある場合
（５）病人等の看護　病気や心身に障がいがある同居の親族を、常時看護・介護している場合
（６）家庭の災害　震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている場合
※（１）及び（２）の要件で申請される方で、１ヶ月あたりの就労日数（就労実績）が１５日に満たない方は、入会が認められませんのでご注意ください。

２．利用可能日時

曜日等	利用時間
月曜日～金曜日	下校時間～午後６時３０分
土曜日、夏休み・冬休み・春休み、学校代休日	午前８時～午後６時３０分

※土曜日、８月１３～１５日（お盆休み）の取扱いについて

豊山なかよし会と志水なかよし会のお子様は、豊山なかよし会で受入を行います（合同）。
新栄なかよし会のお子様は、新栄なかよし会で受入を行います。

※お子様のお迎えは必ず利用時間内に行ってください。利用時間を過ぎてのお迎えが多い場合は、入会の決定を取り消すことがあります。

３．休会日

日曜日、国民の祝日、学校行事のある土曜日（運動会・学習発表会等）
年末年始（１２月２９日～１月３日）

※学校行事のある土曜日について、午前中で終了する場合は開会します。利用しているなかよし会に利用する旨を必ずご連絡ください。

４．開会場所・定員等

なかよし会名	開会場所	定員数
豊山なかよし会 （豊山小学校区）	総合福祉センターしいの木１階　児童センター 豊場字諏訪２７０番地　℡０５６８－３９－０１１４	７０名
志水なかよし会 （志水小学校区）	志水小学校敷地内 豊場字下戸１番地　℡０５６８－２９－１０２０	１００名
新栄なかよし会 （新栄小学校区）	総合福祉センター北館さざんか１階　児童室 青山字東栄１２番地　℡０５６８－２８－２０８８	１００名

５．利用料

※令和９年度の利用料につきましては、現在改定を検討しています。決まり次第お知らせいたします。

以下は、参考として令和８年度の利用料を記載しています。

（１）月額利用料　月額３，０００円（登録後は、利用の有無に関わらず発生します。）
（２）延長利用料　日額１００円（午後５時３０分以降の利用があった場合に発生します。）
（３）利用料減免　下記要件に該当する方は、月額利用料の減免を受けることができます。
減免を受けるためには、事前に申請が必要です。

減免要件	減免後月額利用料
①２人目以降のお子様	１，５００円
②月途中で入退会し、利用日数が１０日以下のお子様	
③生活保護世帯	０円
④前年分所得税非課税世帯　※住宅取得控除前の所得税が非課税の場合	

（４）支払い方法　原則、金融機関の口座から自動引落しによりお支払いいただく口座振替でのお支払いとなります。利用料が未納の場合は利用を制限しますので、期限までに必ず利用料を納めてください。

６．その他

（１）お 迎 え　なかよし会から帰るときは、保護者の方がなかよし会まで迎えに来てください。お子様のみで帰ることはできません。
（２）欠席連絡　なかよし会を休むときは、なかよし会（電話等）に事前に連絡してください。
（３）お 弁 当　給食のない平日、土曜日、夏休み・冬休み・春休み、学校代休日は、お弁当が必要です。新１年生については、給食が始まるまでお弁当が必要です。